

令和5年度障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー（基礎編）

3. 合理的配慮の提供

解説：京都大学 学生総合支援機構

准教授 村田 淳

【3. 合理的配慮の提供】

（1）用語解説

合理的配慮 (reasonable accommodation) :

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

（障害者権利条約 第二条 定義）

【3. 合理的配慮の提供】

（1）用語解説

合理的配慮を判断するための構成要素：

- ・個々のニーズ
- ・社会的障壁の除去
- ・非過重負担
- ・本来業務付随
- ・機会平等
- ・本質変更不可
- ・意向尊重

川島聡 他(2016)『「合理的配慮」対話を開く 対話が拓く』, 有斐閣

【3. 合理的配慮の提供】

（2）事例解説

【参考事例】※JASSOウェブコラム「第3回 同等の機会の提供」より

ファシリテーター：今回は、学生から私のところに相談があった事例について紹介します。聴覚障害（ろう）の学生の事例です。通常の授業はノートテイクを利用し、先生方にも、自分からお願いして、口元がよく見えるように正面を向いてはっきりと話してもらうようにしていただいていたそうです。ところが、ある授業でグループ学習が始まると、発言する人が複数で、話す順番が決まっているわけでもないし、議論が盛り上がってくると、ほとんど同時に複数で発言するなど、ノートテイクが議論の進行に追いつかない事態に陥りました。そこで、学生は大学に「グループ学習の時だけ手話通訳をつけてほしい」と申し出たのですが、「手話通訳者にかかる費用が過重な負担なので配慮は提供できない」と言われてしまいました。実は、こういう対応は全国の大学等で非常によくある典型的な事例です。手話通訳は、専門的な技術が必要とされますから、通訳者を配置するのにもそれなりの費用がかかるためです。学生からは、「このままではグループ学習の授業についていけない、どうしたらいいでしょう」と相談を受けました。さて、このようなケースで、まず大学がすべきことは何でしょうか。